

トラックの不正な二次架装事案の概要と経緯

1. 事案の発端

荷台架装メーカーである(株)パブコが、トラックの新規検査等の受検の際に、車両重量を実際の状態より軽くして不正に自動車検査証を取得していたことが判明しました。

これにより、平成17年12月に関東運輸局が同社を告発し、平成18年6月30日、同社及び関係者が書類送検^(※)されました。

(※) (株)パブコ及び関係者は、平成18年7月27日、起訴され、平成18年10月19日、(株)パブコに対して罰金300万円、関係者は懲役6～8月(執行猶予3年)の判決。

2. その後の主な経緯

- 平成17年12月22日
 - ・(社)日本自動車車体工業会(以下「車工会」)に対し、傘下の架装メーカーにおける法令遵守の徹底と、(株)パブコと同種不正事案が行われていないかどうか調査するよう指示。
 - ・(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全日本トラック協会及び(社)日本バス協会に対し、傘下会員における法令遵守の徹底等を指示。
- 平成18年4月4日
 - ・車工会より、関係会員90社のうち47社において、(株)パブコと同種不正事案が行われていたとの報告。
 - ・当該架装メーカー47社に対し、(株)パブコと同種事案の再発防止の徹底と、不正な二次架装等を行った車両を販売会社と連携する等して適切に改修等を行い、結果を四半期毎に報告するよう指示。
 - ・(社)日本自動車販売協会連合会に対し、再発防止の徹底と関係の架装メーカーと連携する等して、車両の改修を指示。
- 平成18年4月26日
 - ・地方運輸局に対し、不正な二次架装車両の早期改修のため、関係47架装メーカーに対する改修に係る調査・指導を実施するよう指示。
- 平成18年5月19日
 - ・平成18年4月4日に関係47架装メーカーに指示した四半期毎の報告を、改正道路運送車両法により、新たに新設・施行された同法第54条の3(報告及び検査)に基づくものとして地方運輸局長が求めることとした旨を関係47架装メーカーに通知。
- 平成18年6月22日
 - ・地方運輸局に対し、平成18年4月4日に車工会からの報告により、(株)パブコと同種不正事案がなかったとした架装メーカー43社に対して、立入調査を実施するよう指示。
- 平成18年6月以降
 - ・地方運輸局における立入調査の結果、11社について、(株)パブコと同種不正事案が判明。さらに、この結果又は地方運輸局に寄せられた情報に基づき立入調査を実施した結果、(株)パブコと同種不正事案が確認され、当該地方運輸局において、嚴重注意、再発防止と適切に改修等を行い、その結果を四半期毎に報告するよう指示。